

第25号議案

芦屋市敬老祝金条例を廃止する条例の制定について

芦屋市敬老祝金条例を廃止する条例を別紙のように定める。

令和6年2月16日提出

芦屋市長 高島 峻輔

提案理由

高齢者人口の増加による社会構造の変化を踏まえ、高齢者福祉政策全体の見直しを図るなかで芦屋市敬老祝金制度を廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市敬老祝金条例を廃止する条例

芦屋市敬老祝金条例（平成元年芦屋市条例第10号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市敬老祝金条例の廃止要綱

1 制定の趣旨

高齢者人口の増加による社会構造の変化を踏まえ、高齢者福祉政策全体の見直しを図るなかで芦屋市敬老祝金制度を廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

芦屋市敬老祝金条例の廃止

3 施行期日

令和6年4月1日

芦屋市敬老祝金支給事業の概要

＜事業概要＞

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、その福祉の増進に寄与することを目的として、毎年9月1日の基準日に88歳の方に20,000円を、100歳の方に30,000円を支給する事業

＜過去の支給人数・支給額＞

年度	対象者数	支給額
平成 29 年度	88 歳：438 人 100 歳：23 人	9,450 千円
平成 30 年度	88 歳：503 人 100 歳：18 人	10,600 千円
平成 31 年度	88 歳：507 人 100 歳：26 人	10,920 千円
令和 2 年度	88 歳：513 人 100 歳：33 人	11,250 千円
令和 3 年度	88 歳：539 人 100 歳：22 人	11,440 千円
令和 4 年度	88 歳：560 人 100 歳：28 人	12,040 千円
令和 5 年度	88 歳：566 人 100 歳：32 人	12,280 千円